

井伊直虎・直政と戦国社会

文学部歴史学科

久保田昌希

はじめに

駒澤大学図書館には「家忠日記」(「松平家忠日記」)が所蔵されている。同日記は戦国・織豊期の武士の自筆日記としては最も有名な史料で、記事には家康はもちろん、信長・秀吉、酒井忠次や井伊直政などの家康家臣や戦国武将の名が登場する。そこで、今年の大河ドラマの主役たる井伊直政について紹介しながら、その人物像について考える。それと関わって「おんな城主」と「直虎」、また松平家忠についても紹介し、さらにその日常における修養や戦国社会像をも視野に入れたい。

1、松平家忠と『松平家忠日記』

・『松平家忠日記』について

深溝松平家忠の自筆日記で天正5(1577)10/17から文禄3(1594)9までの約18年間の記事で構成されている

体裁と記述の特徴について

元々原本は1冊であったが、裏打ちを施して7冊に分冊修補

大方縦13,3~7×横18,4~19,5(単位cm)で不統一、

全7巻416丁仕立て

各巻の丁数と所収記事年次期間

1巻(遊2・本47) 天正5(1577)/10/14~天正7(1579)/9/5

2巻(遊2・本51) 天正7(1579)/9/6~天正9(1581)/11/7

3巻(遊2・本26) 天正9(1581)/11/8~天正11(1583)/正/8

4巻(遊2・本80) 天正11(1583)/正/9~天正14(1586)/8/5

5巻(遊2・本80) 天正14(1586)/8/6~天正17(1589)/12/19

6巻(遊2・本61) 天正17(1589)/12/20~文禄元(1592)/7/6

7巻(遊2・本71) 文禄元(1592)/7/7~文禄3(1594)/9/・未詳

年や月ごとに料紙を改めず、料紙1丁の表裏に大方6日から9日程度の日数分量が記載されている。

月日、干支、天候、日々の記述。記述は簡略で、あまり感情・感想を交えておらず、同時代の公家や僧侶の日記と異なる印象をもつ。多くは家忠が「体験した事実」と「伝聞した内容」を「淡々」と記述。また、家忠および後世に誰かが描いたと思われる「挿絵」があり、興味は尽きない。

※忠馮の藩主時代、享和4(文化元・1802)2に11代将軍徳川家斉の上覧に供す。

・松平家忠という人物

松平家忠→弘治元(1555)~慶長5(1603)8/1、松平伊忠の子、通称又八郎、官途名は主殿助。

・深溝松平氏の世代

戦国 忠定→好景→伊忠→家忠

・深溝松平氏と徳川氏(松平宗家)

三河国深溝(愛知県額田郡幸田町深溝)を本拠とする松平庶家、15世紀後半に登場、初代は忠定(松平宗家3代信光7男忠景2男)、2代好景、3代伊忠、4代家忠。

・江戸時代の深溝松平氏

①家忠→②忠利→③忠房→④忠雄→⑤忠侃ただみ→⑥忠刻ただとき→⑦忠祇ただまき→⑧忠恕ただひろ→⑨忠馮ただより→以後代々肥前島原、明治維新を迎える。

菩提寺は島原本光寺、墓所は深溝 本光寺

藩領と石高

三河深溝→武蔵忍・10000石→下総上代・小見川→三河深溝・10000石→三河吉田・30000石→三河刈谷・30000石→丹波福知山・45900石余→肥前島原65900石余→下野宇都宮→肥前島原65900石余

2、戦国時代の東海地方

・今川・武田・北条氏の動き、そして徳川(松平)と織田氏。

・駿甲相同盟の成立と破綻→戦国大名今川氏の滅亡。戦国期井伊谷の動向。

・旧今川領国(駿河・遠江・三河東域)をめぐる北条・武田・徳川(織田)の争奪戦争→元龜・天正期の戦国争乱の中心的動向。

・天正10(1582)3武田氏滅亡、6織田信長の死(本能寺の変)→天正壬午の乱

・天正期(とくに1582~1590)における徳川氏の5カ国(三・遠・駿・甲・信)大名化

3、遠江の領主井伊氏について

平安時代に京都から井伊谷地域に下向?→井伊介

鎌倉時代→御家人、南北朝時代→南朝勢力として存在、のち室町幕府下へ。

室町時代→一族(赤佐・貫名・奥山・田中・井平・谷津・石岡・中野・小野など)分出。

4、戦国時代の井伊氏

・直平→直宗→直盛→直親→直政(→直孝)

・井伊氏の内部混乱→次郎法師の登場。

・直平→直宗→直盛→直親→「次郎法師→直虎」→直政(→直孝)

「井伊家伝記」(享保15(1730)著者は龍潭寺住職祖山)に記載の「女地頭」の存在。次郎法師の文書が井伊谷龍潭寺に伝わる。その後「直虎」の登場→次郎直虎(連署)の文書が井伊谷に出される、徳政令に関する内容。

「井伊信濃守直盛公息女次郎法師遁世の事」→「次郎法師は女にこそあれ井伊家惣領に生候間、僧俗の名を兼て次郎法師とは無是非、南溪和尚御付被成候名なり」

「次郎法師地頭職の事」→「因茲直政公五歳の節、次郎法師地頭故、井伊家相続子孫繁栄の懇祈の御文言にて龍潭寺南溪和尚え寄進状御認被遣候事は永禄八乙丑九月十五日なり」

次郎法師と直虎の存在→どう考えるか?

①同一人物か・別人か。

②次郎法師は女性か→戦国女性史研究にとってもその存在如何は大きい。

新たに史料が公開→「雑秘説写記」(守安公書記・木俣守安の聞き書、享保20(1735)、原型は寛永16(1639)?)。によると直虎は関口氏経の子、新野左馬助の甥。

「一 井の谷ハめんめん持にてしづまりかね候に付て、其後関口越後守子を井之次郎に被成、井の谷を被下也、然共井之次郎若年故に御陣之時ハ、井之谷衆新野左馬助簾下ニ被仰付候也」

※「次郎法師」は女性、「直虎」は男性の可能性。

「次郎法師」＝「直虎」との理解については保留。

※この頃の今川一族には「大方」＝寿桂尼が存在→おそらく大きな意味をもつ。
いずれにしろ今後の研究課題のひとつとして継続。

5、次郎法師・直虎から直政へ

・当主不在の井伊谷。井伊谷三人衆等により維持。

・直政の井伊家復帰。

6、直政の生涯

少年時代の日々→家康への出仕→筆頭家臣→豊臣政権下での存在→徳川一門
衆としての扱い→家康の名代

※遠江の名門たる井伊氏、直政の「人間力」(器量)による(直政を支えた家臣
等の力を含む)

7、『松平家忠日記』にみる直政

禅文化歴史博物館特集展示パンフレット

『特集展『松平家忠日記』にみる井伊直政と戦国社会』参考

- ①井兵部輔(天正11/1/11)、②井伊兵部少輔殿(天正11/8/21カ)、③井野兵部
少輔(天正14/11/12)、④井侍従(天正17/7/21・8/3・9/29、天正18/6/22)、
- ⑤侍従(天正17/7/26)、⑥井侍従殿(天正17/8/4・10/3)、
- ⑦井兵部殿(天正19/11/10)、⑧井兵部少輔(天正20/10/7)、⑨兵部殿(天正20
/10/7)、東条周防娘(井伊直政室〈松井氏〉天正11/1/11)

直政に関する記事

- ・直政の祝言
- ・秀吉母大政所の岡崎滞在
- ・能の催行
- ・方広寺大仏殿の「木引」
- ・振る舞いのこと
- ・小田原城夜襲
- ・箕輪在城
- ・多賀谷重経への使い

8、直政と家忠

直政→家康の家臣であり、家康の「婿」

家忠→家康の従兄弟(義)

『松平家忠日記』からみる両者の位置と交流関係。

9、直政の人物像

卓越した交渉力、外交力、家康にたいする的確な意見提示、判断力、
敵を作らない・敵を味方に変える性格

10、戦国武将の日常

再び『松平家忠日記』から

贈答・饗応・接待の日常性→個人と個人のつながりの強化。

その反映としての、連歌・茶の湯などの「寄り合い」の文化。

日常のさまざまな出来事→出陣・普請・城番。信仰と儀礼、先祖供養・菩提
弔い、「会下」への訪問。家庭生活の一面、季節と食、鷹狩り・漁り、気象
・地震。

11、戦国武将の修養と禅宗・禅僧の関わり

「会下」への訪問、先祖供養・菩提弔いと自身の修養

深溝松平氏→本光寺(曹洞宗)

家忠の時代は、四世角翁幸鱗、五世快翁存幸が住持。「会下東堂」(角翁)へ
の師事。本光寺は文学・芸能・学習の場でもあった。家忠にとっていわば心
の拠り所。

井伊氏→龍潭寺(臨濟宗)

直政の時代は二世南溪瑞聞(天正17〈1589〉/9/28没)

「井伊家伝記」→「遠州井伊谷龍潭寺の事」「直政公、南溪和尚え禅法を御
問候事」

直政画像→没後まもなく制作、賛「遠州井侍従……」は臨濟宗妙心寺
派の鉄山宗鈍(駿河臨濟寺第四世、妙心寺住持もつとめる、太原崇孚弟子)

直政と宗鈍の関係は明らかではないが、宗鈍が親密さをもっていたことはい
える。

戦国武将にとっての禅・禅寺

幼少時の師たる禅僧

武田信玄→岐秀元伯(のち快川紹喜)、上杉謙信→天室光育、徳川家康→太原
崇孚、伊達政宗→虎哉秀乙など

人間としての修養、人格の形成、戦国期の社会にあって指導層としての力量
を備えることにつながる。

※戦国期の諸相を理解する上でも、禅・禅僧・禅寺に関する研究は今後の大
切な課題のひとつ。

12、再び直政の登場→家康の評価

- ・「寛政重修諸家譜」の「井伊直政」の部分→「そののち直政を御前にめされ、
天下の大戦にしばしば先鋒の将として勝利を得こと、誠に開国の元勳なりと
て、上野国高崎をあらためて、三成が居城近江佐和山城をたまひ、六万石を
加恩せられ、同国および上野国のうちにをいてすべて十八万石を領す」

※「開国の元勳」の意味

- ・家康の「將軍秀忠夫人浅井氏に与へたる訓戒状」(慶長17〈1612〉/2/25)
「一 井伊兵部事、平日言葉少く、何事も人にいはせて承り居、気重く見へ
申候得共、何事も了簡決し候へは、直に申者のにて候、取わけ我等何そ了簡
違か、為にならぬ事は、皆人の居ぬ所にて物和らかに善悪申者にて候、それ
故、後には何事も先、内相談いたし候様に成申候」
※家康が直に示した直政の評価、全幅の信頼感。

おわりに

徳川一族としての家忠。

徳川家臣としての直政→直政は一門としての扱い。

家忠の役目→徹底した軍事的貢献。

直政の役目→徹底した天下掌握への貢献」。

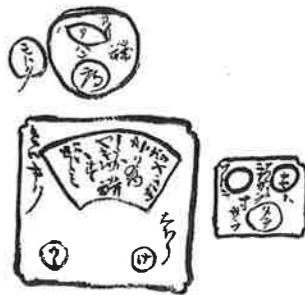
※家忠・直政による関ヶ原戦での対応が、家康の「天下人」に結実。

大名井伊氏と世田谷区(彦根藩領の存在)、井伊氏と豪徳寺(菩提寺・曹洞宗)

なお、本講座にさいしては、とくに野田浩子氏『井伊直政』(2017年戎光祥出
版)から多くを学び、逐一挙げないが、大石泰史・黒田基樹・鈴木将典氏をふく
む諸研究や史料集を参考にさせて頂いた。

天正十一年正月 60

八日、壬、雨降、濱名迄歸候、
九日、癸、深溝へかへり候、
十日、子、岡崎久志本法安被越候、
十一日、丑、東條周防娘濱松井兵部輔所ニ祝言候、
十二日、寅、
十三日、卯、佳例の連哥候、發句、
松におほふかすみや千世のふかみとり
勘左



十九日、辰、
野田久齋より松茸越候、
下へいり候、井伊兵部少輔殿東條江被越候て被歸候、打出し候、
家康、廿四日ニ甲州筋江御出馬候とて、十三日濱松へ越候、
廿三日、申、雨降、

天正十四年十一月 12

九日、子、庚、
十日、丑、家康御下之御迎ニ智鯉耐までこし候、大たか迄御越候よし候、
十一日、寅、御迎ニ大たかきわまでこし候、懸御目、岡崎迄御とも申候、お長様も自濱松御越候、
十二日、卯、大政所御歸候、ふかうす歸候、井野兵部少輔送ニ被參候、

天正十七年七月 13

十八日、癸、雨降、
十九日、子、駿府迄參着候、城へ出仕候人數ハ大宮邊迄も先々遣、自身ハ御能見物可參由御意候、
廿一日、寅、御能井侍從所候、雨降にて延候、榊原式部大輔、眞田へ沼田の城さかミへ渡しニ被越候、京都よりハ富田平右衛門、津田四郎左衛門尉けんしに被越候、沼田城うけ取候ハ、氏眞上へ出仕可被成候、

天正十七年七月 14

廿三日、辰、雨降、
廿四日、巳、
廿五日、午、雨降候、水野清六所へふる舞にて越候、
廿六日、未、侍從所にて御能候、十番、松風のつゝミ天下一通知被下候、
廿七日、申、雨降、



天正十七年八月 15

一日、子、新二郎虫氣にて法けん御こし候、
二日、丑、富士山木引ニ興津迄こし候、本田中書江ふる舞にて越候、
三日、寅、かしまの舟てこし候、石川五左衛門尉所へふる舞にてこし候、上出小屋場迄こし候、
木引のくミ、井侍從之由候、一昨日より道作、

四日、卯、井侍從殿普請くミちかい候て、酒宮内くミニ入候、
五日、辰、木引ニ出候、長さ廿五ひろ五かけ候、すこしもいて候ハす候、
六日、巳、雨降にて道作計こし候、

天正十八年六月 17

廿日、寅、城中之調儀候由候、夜すから具足にて待候、
廿一日、卯、殿様より初こめ給候、
廿二日、辰、井侍從敵丸のりくつし候、
廿三日、巳、出合候、
廿四日、午、小口番ニ而候、八王子の城責崩候由御注進候、興國寺松平玄番見舞ニ越候、
廿五日、未、松玄ふる舞候、
廿六日、申、關白様石かけの御城へ御うつり候、諸陣ニ亥刻ニ鐵炮そろへ候、
廿七日、酉、中間かけ落候、

天正十七年十月 16

廿七日、申、木引候、
廿八日、酉、木引候、
廿九日、戌、井侍從所江ふる舞にて越候、
十月大

一日、亥、雨降、木引候、
二日、子、朝本田中書、井侍從殿ふる舞候、夕めし本中書へふる舞にて越候、
三日、丑、木引候、
四日、寅、菅沼織部所へふる舞にて越候、

20

いいなまき 井伊直政 永祿四年二月十九日(一五六一・三・四)慶長七年二月一日(一六〇二・三・二四)
徳川家康の重臣。井伊直親の子。母は奥山親朝の娘。幼名虎松、万千代。通称兵部少輔。正室は松平(松井)康親の娘。遠江国引佐郡祝田村(静岡県浜松市)に生まれる。今川氏の重臣であった父直親が言により殺害されたので流浪し、天正三年(一五七五)十五歳のとき家康に召し出され近侍した。才知・武勇が人なみでない英雄の素質をもち、美形であると伝えられている。同十年十月、徳川氏の甲斐進出には使者として北条氏との和睦交渉の任にあたった。このころ、武田旧臣など兵力二千人ほどからなる旗本一役の軍団の長となる。三河譜代ではない、若年の直政が登用されたのは異例の抜てきである。同年、兵部少輔を称し終身、通称とした。長久手の合戦では先鋒として出陣し徳川氏の勝利につくした。同十六年、豊臣政権に從属した家康に供奉して上洛し、秀吉の奏請で従五位下侍從となる。同十八年、家康の関東入国により上野国箕輪(群馬県箕輪町)で十二万石を領した。のち同国和田に城を築き高崎(同高崎市)と改めた。関ヶ原の戦いは東海道方面軍(主力は豊臣系大名)の監軍となった。戦後、石田三成の旧城佐和山(滋賀県彦根市)で十八万石を与えられた。慶長六年(一六〇二)、従四位下に進む。翌七年、四十二歳で死去。法名清涼泰安祥寿院。

21

まつだいらいえただ 松平家忠 弘治元年(一五五五)慶長五年八月一日(一六〇〇・九・八)
徳川氏の家臣。深溝松平家当主。深溝松平伊忠の子。通称は又八郎。官途名は主殿助。三河国深溝(愛知県幸田町)を拠点とする。天正三年(一五七五)の齋藤山(同鳳来町)での武田軍と戦って父伊忠が戦死し、家督を相続する家忠は「家忠日記」を書き残しており、天正五年(一五九四)が現存し、天正十一年までの武田氏との駿遠国境をめぐる争い、同十二年の小牧長久手の戦い、同十三年の石川数正出奔の際の岡崎参陣、同十八年の小田原の北条攻めなどの戦歴のほか、城普請や年中行事、連歌会などの記録が残る。同十八年の関東移封後は武蔵国忍(埼玉県行田市)に移り、同二十年には下総国上代(千葉県佐倉市)へ、さらに文禄三年には同国小見川(同小見川町)へ移封された。慶長五年(一六〇〇)、関ヶ原の戦いの前哨戦となった伏見城での籠城戦において、西軍に攻められ戦死。享年四十六。法名源慶。

18

七日、巳、朝時雨、
八日、午、子刻ニ地震、
九日、未、夜連歌候、發句、
十日、申、白鳥箕輪井兵部殿へとくけ候、
榎槍ハう染出す木々の落葉哉 家忠
去年淺野彈正殿あつけられ候

天正十七年十月 19

六日、辰、御迎ニおほい迄こし候、御目かゝり歸候、
七日、巳、城へ出仕候、幸相様今度中納言ニ御成候、多賀屋下つま今度から入御ともニ虚病ヲいたし候て不相越候とて、大閣様より江雪云前小田原ニ候半そく御使、此方之衆井兵部少輔、榊原式部大輔兩人御つかいに金子千三拾三枚いたし、居城おり早々上洛仕候へ之由候、少も難澁申候は、幸相様御人數にて御成敗候ハん由候、彼金子千枚大閣様へあかり候、百枚ハ幸相様へ參候、三十枚ハ兵部殿、式部殿參候、三枚ハ江雪とり候、
八日、甲、鳥居久兵衛所ニふる舞にて越候、つくし名小屋へ、明後日十日ニ松田と飛脚越候、

龍潭寺寄進状之事
 一 當寺領田島并山境之事、南者下馬鳥居古通、西者かぶらくり田垣河端、北者笠淵富田庵浦垣、坂口屋敷之垣、東者隱龍三郎左衛門尉源三島を限、如前々可為境之事
 一 勝樂寺山為敷銀永買付、双方入相可為成敗之事、同東光坊屋敷々銀永代買付、縦向後本錢雖令返弁、永代之上者、不可有相違候、同元察大泉又五郎、彼三屋敷并横尾之島、大工淵島田少、門前崎田少、大内之田、櫛岡之田、為敷銀拾七貫五百文、永永可為買付之事
 一 藏屋敷前々有田籍、令寄進也、同与三郎屋敷一間、同矢はき屋敷、是ハ只今仙首座寮屋敷也、隱龍軒者道哲之為祠堂、屋敷一間、瓜作田一反、同安隆・即休兩人為祠堂、瓜作田式反、同得春庵屋敷一間、永代買付、同神宮寺白耕庵屋敷一間、可為寮舍之事
 一 白清院領、為行輝之菩提処、西月之寄進之上者、神宮寺地家者、屋敷等如前々不可有相違之事
 一 円通寺二宮屋敷、南者道哲卯塔、西者峰、北者井平方山、東者大道、可為境也、北岡地家者、屋敷田島不可有相違之事
 一 大藤寺黙宗御在世之時、寮舍相定之上、道鑑討死之後、雷庵以時分大破之上、相改永可為寮舍之事
 一 祠堂錢買付并諸寮舍・末寺祠堂買付、同敷銀一買買之事、縦彼地主給恩雖召放、為祠堂錢之上者、澄文次第永不可有相違之事
 一 寺領之内、於非法之輩者、理非決斷之上、政道者担那候間可申付、家内諸職等之事者、為不入不可有且那之締之事
 一 右条々、信濃守為菩提所建立之上者、不可有棟別諸役之沙汰、并天下一同德政并私德政一切不可有許容候、守此旨、永可被專子孫繁榮之懇祈者也、於彼孫不可有別条也、仍如件、
 永祿八乙丑年
 九月十五日
 次郎法師
 南溪和尚 侍者御中

龍潭寺寄進状之事
 一 當寺領田島并山境之事、南者下馬鳥居古通、西者かぶらくり田垣河端、北者笠淵富田庵浦垣、坂口屋敷之垣、東者隱龍三郎左衛門尉源三島を限、如前々可為境之事
 一 勝樂寺山為敷銀永買付、双方入相可為成敗之事、同東光坊屋敷々銀永代買付、縦向後本錢雖令返弁、永代之上者、不可有相違候、同元察大泉又五郎、彼三屋敷并横尾之島、大工淵島田少、門前崎田少、大内之田、櫛岡之田、為敷銀拾七貫五百文、永永可為買付之事
 一 藏屋敷前々有田籍、令寄進也、同与三郎屋敷一間、同矢はき屋敷、是ハ只今仙首座寮屋敷也、隱龍軒者道哲之為祠堂、屋敷一間、瓜作田一反、同安隆・即休兩人為祠堂、瓜作田式反、同得春庵屋敷一間、永代買付、同神宮寺白耕庵屋敷一間、可為寮舍之事
 一 白清院領、為行輝之菩提処、西月之寄進之上者、神宮寺地家者、屋敷等如前々不可有相違之事
 一 円通寺二宮屋敷、南者道哲卯塔、西者峰、北者井平方山、東者大道、可為境也、北岡地家者、屋敷田島不可有相違之事
 一 大藤寺黙宗御在世之時、寮舍相定之上、道鑑討死之後、雷庵以時分大破之上、相改永可為寮舍之事
 一 祠堂錢買付并諸寮舍・末寺祠堂買付、同敷銀一買買之事、縦彼地主給恩雖召放、為祠堂錢之上者、澄文次第永不可有相違之事
 一 寺領之内、於非法之輩者、理非決斷之上、政道者担那候間可申付、家内諸職等之事者、為不入不可有且那之締之事
 一 右条々、信濃守為菩提所建立之上者、不可有棟別諸役之沙汰、并天下一同德政并私德政一切不可有許容候、守此旨、永可被專子孫繁榮之懇祈者也、於彼孫不可有別条也、仍如件、
 永祿八乙丑年
 九月十五日
 次郎法師
 南溪和尚 侍者御中

〇二二八八 今川氏真判物
 於井伊谷所々買地之事
 一 上都田只尾半名
 一 赤佐次郎左衛門名五分二一九郎右衛門名
 一 祝田十郎名
 一 右近左近名
 一 彌宜敷錢地
 〇二二九三 井伊直虎・関口氏經連署状(折紙)
 祝田郷德政之事、去寅年以 御判形雖被仰付候、錢主方令難渋、于今就無落着、本百性令許諾之条、任先 御判形旨申付処也、以前々筋目名職等可請取之、縦錢主方重而雖企許諾、不可許容者也、仍如件、
 永祿十一年九月十四日
 上総介(花押)
 方久
 〇二二八八 今川氏真判物
 於井伊谷所々買地之事
 一 上都田只尾半名
 一 赤佐次郎左衛門名五分二一九郎右衛門名
 一 祝田十郎名
 一 右近左近名
 一 彌宜敷錢地
 〇二二九三 井伊直虎・関口氏經連署状(折紙)
 祝田郷德政之事、去寅年以 御判形雖被仰付候、錢主方令難渋、于今就無落着、本百性令許諾之条、任先 御判形旨申付処也、以前々筋目名職等可請取之、縦錢主方重而雖企許諾、不可許容者也、仍如件、
 永祿十一年九月十四日
 上総介(花押)
 方久

*諸説あるものは、有力な説を採用した。

水塚4	一五六	遠江国祝田で誕生。父は井伊直親、母は奥山親朝娘。童名万千代。
水塚5	一五六	父直親、死去。直政は新野親規方で養育される。
水塚6	一五六	新野親規討死につき、親規の後家のもとで養育される。
水塚7	一五六	この頃、井伊谷は小野、松下、松井、中野、菅沼忠久、近藤康用、鈴木重時が守る。
水塚8	一五六	井伊谷が徳川家康に侵攻される。直政、鳳来寺に逃亡する。
水塚9	一五六	直政の母が松下清景に嫁し、直政、清景の養子となる。
水塚10	一五六	徳川家康に召し出される。
天正3	一五七五	初陣として芝原合戦に出陣する。
天正4	一五七六	天龍河原の合戦に出陣。同心の松居清易が一番槍を入れる。
天正7	一五七九	家康の安土城参向・上洛に御供する。
天正10	一五八二	本能寺の変により、家康の御供として伊賀越えて岡崎へ戻る。
天正11	一五八三	家康が甲斐に出陣。直政も同行する。
天正12	一五八四	八月までに、兵部少輔と改称する。
天正13	一五八五	徳川と北条が甲州で対陣(天正壬午の乱)。
天正14	一五八六	直政、北条との和議の使者を務める。
天正16	一五八八	直政を大将とする部隊を形成し、武田旧臣の四隊、今川旧臣らを附屬させる。
天正17	一五八九	浜松で松平忠次の娘と祝言をあげる。
天正18	一五九〇	家康から自筆書状にて、配下の者を高遠口へ派兵するように命じられる。
文祿2	一五九三	小牧・長久手合戦に出陣する。
文祿3	一五九四	東美濃の遠山佐渡守・半左衛門尉父子の取次を担当する。
文祿4	一五九五	井伊隊、家康旗本隊の先手として長久手で池田恒興・森長可と合戦し、勝利する。
文祿5	一五九六	尾張蟹江城攻防戦で海上封鎖し、織田信雄から感状を受け取る。
慶長3	一五九八	家康、信州上田城の真田昌幸を攻める。井伊隊は木保守勝・松下清景が同心衆を率いて出兵する。
慶長4	一五九九	上田城から兵を引き取るため直政みずから出兵する。
慶長5	一六〇〇	信濃高野町に宛てて、大須賀康高らと連署で禁制を出す。
慶長6	一六〇一	この頃、修理大夫に叙任される。すぐに辞官したか。
慶長7	一六〇二	家康、居城を駿府へ移す。直政も同行する。
		直政・本多忠勝・榊原康政の親族を秀吉のもとへ人質として差し出す。
		大政所を岡崎城で警固する。
		大政所を送るため大坂城へ行き、秀吉に対面する。
		豊臣氏にて従五位下・侍従の官位を授かる。
		聚楽行幸。直政、侍従として列席する。
		駿府の直政屋敷で能を催す。家康主従が見物する。
		方広寺大仏建立に使うため富士山の材木の伐り出しに従事する。
		徳川秀忠の御供として上洛する。
		小田原への出兵に向けて、家康、陣触を出す。
		この頃、嫡子直継、浜松で誕生する。母は正室松平忠次娘。
		次男直孝、駿河中里村で誕生する。母は印具徳右衛門娘。
		小田原へ向けて進軍を開始。
		配下の別働隊、三浦安久らが津久井方面で戦功を挙げ、秀吉から感状を得る。
		井伊隊、夜襲をかけて篠曲輪を落とす。近藤季用と長野業実が秀吉から褒賞される。
		小田原落城。北条氏の処分などの戦後処理を担う。
		上野国箕輪十二万石を拝領。
		家康の御供として上洛する。
		家老西郷藤左衛門より、安中宿伝馬に手形を用いる規定を発する。
		九戸政実の乱に對し、淺野長政・浦生氏郷・堀尾吉晴とともに奥州九戸城を攻める。
		九戸城攻めの戦後処理と、百姓への還元命令に連署する。
		朝鮮出兵に際し、江戸城の留守を命じられ、江戸城普請を務める。
		朝鮮出兵を断つた下妻城主多賀谷重經に向けて出兵する。
		朝鮮半島へ家臣三浦安久らを派遣する。
		直政家臣連署で野尻伝馬に手形を用いる規定を発する。
		秀吉が家康の京都邸へ御成。直政は家康子息に並んで進物を献納する。
		秀吉・秀頼への忠誠を誓う二十八名連署起請文に名を連ねる。
		領内に、鶴を取った者は箕輪城台所まで差し出すよう定書を発する。
		箕輪領内に検地を実施する。
		豊臣秀吉、死去。
		居城を箕輪から和田に移し、高崎と改名する。
		秀吉の遺品として元重の刀を受け取る。
		黒田如水・長政と盟約を結び、長政と起請文を交わす。
		家康が石田三成らから襲撃される噂があり、黒田長政・藤堂高虎らと相談して家康屋敷を警備する。
		家康、前田利家を見舞うため大坂へ行く。井伊隊はこれを警備する。
		家康、向島城へ転居する。直政主従が準備を整える。
		豊臣七将が石田三成を襲撃し、三成が佐和山へ隠退する。
		直政、国元へ帰国する。
		七月中旬まで高崎に在国。この頃体調不良。
		直政、会津出兵の陣触を出し、井伊隊は小山方面へ向けて出陣する。
		家康、小山にて上方へ兵を戻すことを決定する。
		家康の不出馬と直政の名代派遣が決定。四日、直政隊出立。
		岐阜城攻め。勝利後、兵を美濃赤坂まで進める。
		直政、黒田如水へ九州での軍事行動開始を承認する。
		家康、江戸を出立し、尾張・美濃方面へ向かう。
		直政、本多忠勝と連署で赤坂岡山安楽寺へ禁制を出す。
		配下の者へ陣触を出す。
		直政、家康と合流。即時決戦を決定する。
		関ヶ原で合戦。直政、島津隊から鉄砲を撃たれ、右腕を負傷する。
		佐和山城攻め。十七日に落城させると、井伊隊、大津へ進軍する。
		直政、大坂へ向かい、大坂方と和議交渉する。
		毛利輝元と起請文を交わして輝元が大坂城から退去する。関ヶ原合戦が終結する。
		毛利との講和が成立。直政、毛利輝元と起請文を交わす。
		諸將の軍功を認定して論功行賞を行う。直政は石田三成旧領の拝領が内定する。
		土佐浦戸城接収のため、家老鈴木重好が兵を率いて土佐へ向かう。
		従四位下に昇進。
		近江に十五万石を拝領し、上野三万石とあわせて十八万石に増増される。佐和山を居城とする。
		佐和山に戻る。まもなく伊豆へ湯治に向かう。
		家臣へ関ヶ原合戦での活躍に対する恩賞を下す。
		家臣八人が関ヶ原合戦の恩賞に不満を抱き、直政に直訴する。
		有馬へ湯治に行く。翌年一月十三日に佐和山へ戻る。
		佐和山城で死去。
		家臣三浦安久が直政の死去を家康に報告する。

一筆申入候、まづ一日増に禮氣に相成候て、暮し能存候、其御許いよ御無事に、若達も息災に候哉、承度候、冬しはゆる御目にかり悦入候、其節は何かと御兩所のいかる御世話共にて、老後の樂に御座候、よく御禮、表へも頼入候、竹、國、殊の外之成人いたし、悦入候、夫に付、先願其地へ參候節、竹への附人の事、被申付候様にと申置候哉、定而被申付候半誠と存候、

一國事は、一林殊の外發明成生付にて、重畳之事候、其方、別而御秘藏之由、左様に可有之事に候、夫故、存寄申入候間、能御心得、生立候様に可被成候、

一幼少之者、利發に候とて、夫を譽立、立木の儲に育て候へは、成人之節、氣腹我儘者に成り候、是親の申事もかかぬものにて候、親之申事さへかかぬ様に成候へは、召仕候者の申事は猶以之事に候、左候得は、後には國郡を治め候事は預置、我身も立申さぬ様なり申候、一林、幼少之節は、何事も直なるものにて候ま、如何様に窮屈に育候ても、最初よりの仕附次第にて、外より存候程には大儀も無之候、是を植木に譬へ候へは、初め二葉にいかい割候節は、人の産立と同じ事候、随分養育いたし、最早二三年も立、枝葉多く成候節、添木いたし直に成候やうに結立、其内に惡敷枝は芽を出候節かき取、年々右之通、手入れし候得は、成木の後、植木になり申候、人も其通り、四五歳よりは添木の人の附置候て、惡敷枝の我儘に育たぬ様にいたし候へは、後に直に能き人と成申候、幼少之時は、育さへいたし候へはよき心得、我儘にいたし置、年頃になりて、急に異見いたし候ても、我儘の惡敷枝斗り繁り、本心本木はくせつて、直り不申候、

是に今以存寄候事有之候、三郎事出生之節は、年若にて子供珍しく、其上ひかいた故、育さへすればよき心得、氣のつまり候事はいたさせず氣儘に育て、成人の上念にいろく申置候得共、とかく幼少之時、行儀作法ゆるやかに控置候哉、親を敬する事も不存心やすく存候て、あれは是故、これはあれ故と申しわけはかり致し、後に親子の争ひの様に成候て、毎度申候ても聞入す、却て親をうらみ、また親より一林の生得惡敷と存候様に成行申候、夫にこり申候ま、外の子供は幼少より、我等か前にて行儀作法能仕附候者へ申付置、もし少くても不行儀我儘の事は、我等へ隠し不申、申置候様に申置候て承置、我等前へ出候節、毎度申置、或は叱り、又は是れは是れは致さぬものと、一申置候哉、隣日向なく直にそたち申候、第一親をこわく存候様は慎みよく、幼少より親へ孝行にいたし候事、覺申候、

其上、小身者と違ひ、召仕之者の申事をよく承候様に申事、專一に申置候、親の有らうちは慎み候ても、親の居候時節になり、我儘に成て、國郡を失ひ申候者、古より多く有之候、とかく常々側にて召仕候傳之者、第一孝行と天命と、下へ惡態をかけ、武家の事幼少より申置候へ、自然と身持よく成り候ものにて候、君臣と申事は定りし事に候得共、君たる者は、臣君と心得申事專一之由、我等幼少之節、安部大藏毎度申置候、尤臣にて君に仕候事故、如何様に無理なる事をも無二是非承り、無道の君へも仕候得共、それにてたまさかの時の用に立不申者にて候、とかく上よりは何事によらず惡態をかけ、負負偏頗なく、賞罰を正しく、臣を君の本と心得候へは能候、臣ありての大名なれば、召仕の者なくては、大名の詮はなく候、とかく幼少之者には、召仕候者の申事を能く聞けと、常々御申置被成候事、專一之事に候、人は人を鏡として身を正し候より外は無之候、

事は、馬場第一、鎗、長刀、劍術心得可申事、水心もなくはならぬ事候哉、一學問は、大名身分博學に成るに及ばぬ事にて候、學才有之者に、常々其道の講釋承り、其外、物之整理・善惡の事、古昔のよき人の行儀作法、名將・忠臣の事、臣臣の主の心をくらし、其國を亂し代々の國郡を失ひ候事共、常々承り置、我身の曲りたかまぬ様に心懸候事、第一に候、

一とかく人の道は、五常を守るにと、まじり候、其外に我身の鏡なくは、何事も知れぬものにて候、常の鏡と違ひ、外よりとく事はなく、我心を心にてと立申事に候、我身の行ひの惡敷は、鏡の照らさぬ故にて候ま、その曇らぬ様にいたし候事は、常々身の行ひの善惡を、人に尋ぬるより外無之候、惡事を聞事をするこひ、其理にて其惡を改め、善を作り候者へ褒美を遣し、召仕候へは、次第に鏡は照らし、身の善惡は其席にて知れ、家中の善惡、民百姓の取沙汰、居ながら知れ候事にて候、わか身の善ばかりを聞事好み候へは、臣も氣に叶ひ候事斗ひ様に成行、身の惡を聞事をするこひ候へは、忠臣は日に進み、忠言を召し聞事は一身の行にて、天地の道に叶ひ候事にて候、此所か主たるもの、第一の善に候、召仕者利口にてきてんの者斗り氣に入、召仕候は、其所より倭臣の取入所にて候、何事もよくと正直成者を選び召置候事、第一之事に候、

一井伊兵部事、平日言葉少く、何事も人にいはず承り置、氣重く見へ申候得共、何事も了簡決し候へは、直に申者にて候、取わけ我等何ぞ了簡速か評置候哉、爲にならぬ事は、皆人の居ぬ所にて物知らかに善惡申者にて候、それ故、後には何事も先、内相談いたし候様に成申候、

一堪忍の事、身を守るの第一に候、何事の堪忍も、堪忍なくては致し候へ候事もならぬものにて候、殊に一國を治めんと存候身は、一人心懸可申事に候、

天道に叶は、身の我儘を致さぬ堪忍、地の理に叶ふは先祖よりの一郡一城を失はぬ堪忍、人に和を得るも我が氣腹を出さぬ堪忍、其外身事ごとく堪忍を用る事に候、仁は我側に召仕者民百姓の賞罰を正しく致、疎きを悪む近きを善む、是仁の堪忍也、君に仕てて身を願ひます一度も約を違へず、是義の堪忍也、人の事を先にして我身の事を後にし、起るより譲る迄行義正しくする、是禮の堪忍也、我に便して人を苦しむ事をせず、是智の堪忍也、君父へ仕るより、假そめにも表裏輕薄をなさず、古法を守り、我智の儘に行はず、是信の堪忍也、五林の堪忍は、我が物好みせず、美善・美色・美服に心を動かさず、是目の堪忍也、美香を好まず、穢らはしき匂ひにも犯されず、是鼻の堪忍也、雷または戰場にて弓鐵炮の音にも恐れず、先陣に進み高名を遂げる、是耳の堪忍也、酒を過さず美味を食せず、是口の堪忍なり、其外、手足にも堪忍ある也、

右の堪忍を一生の間、全く守る人は、大身は家を起し國を治め、小身は身を起し家を治む、堪忍なす事は十全にいたらねば、家を破れし所にて夫迄の堪忍は、いたつらに成りものにて候、大方の堪忍つよきものも、「是迄こらへしか、最早堪忍ならぬ」と申事、まづ有之候へとも、それも義によりて破るは、破るといへとも行はざるものにて候得共、多くは我智惠の短きより我儘に落入りて、すへは身も果し家を破り國郡を失ふ、たとへは弓を射る者の、手前もよく引渡し、放れてゆるみ又は持出しなして、初よりよき手前もいたつらに成候なるものにて候、とかく堪忍は十全ならねば、堪忍の詮はなき事に候、

日本にては堪忍十全之者は、捕正成一に候、初より一向堪忍の氣なしと言葉にも出し行ひは、近世武田勝頼にて候、夫故一生行ひ道に叶はず、先祖より數代の家を失ひ身を果し候、織田殿は近世の名將にて、人をもよくつかひ大氣にて知勇もすくれし人にて候得共、堪忍七七八つにて破れ候哉、光秀の事も起り申候、大岡様は古今の大氣知勇、至て堪忍強かりける故、卑賤より出、貳十年の中に天下の主にもなられ候程の事に候得共、あまり大氣故、分限の堪忍破れ候、大氣ほとよき事はなく候得共、夫も人の身の程を知らず、萬事花廳を好み、過分に知行行符、其外人に物施すも大氣にてはなく、著し申ものにて候、知行其外施す品も、其分に當り候こそよく候、

右之趣ともよく御申置候、只直くに父子兄弟の中、禮儀作法亂れぬ様に、くれぐれも御言可被成候、右の文は國へ御渡し置き、成人の後も能く相心得候様、御おしへ可被成候、かしこ、

二月廿五日